

業務継続計画未策定減算について

和歌山県介護サービス指導課
令和6年11月



1. 業務継続計画（BCP）

（1）BCPとは

（2）BCPの必要性

（3）策定等の義務化

2. 業務継続計画未策定減算

（1）減算の概要

（2）経過措置について

（3）減算となった場合の期間



1. 業務継続計画 (BCP)



1 (1) . BCPとは

BCP (Business Continuity Plan) = 業務継続計画

①いざというときに**備えておくべきことをまとめたもの**

②いざというときに**事業所と利用者の被害を抑えるもの**

③いざというときに**機能するよう繰り返し見直していくもの**



1 (1) . BCPとは

①いざというときに**備えておくべきことをまとめたもの**

①災害や感染症が発生した場合に、重要な事業を中断させない

②もし中断しても可能な限り短い期間で復旧する

③介護サービスを止めないために備えるべきことを準備する



1 (1) . BCPとは

②いざというときに**事業所と利用者の被害を抑えるもの**

①災害や感染症が発生した際のサービスの継続

②利用者や従業員の安全の確保

③非常時の電気供給や水の確保など



1 (1) . BCPとは

③いざというときに**機能するよう繰り返し見直していく**もの

①策定したBCPが実際に機能するかを確認

②研修や訓練の実施

③策定後の見直し・変更の実施



1 (2) . BCPの必要性

災害で事業所が被害を受けて介護サービスが中断した場合、
どのような影響があるか？

【利用者】

- ・介護サービスを受けられないこと
によって、利用者・家族の負担大
- ・施設系サービスなどでは、命に関
わる可能性もある

【事業所】

- ・今後のサービスの再開に影響
- ・現にいる利用者をどうするか
- ・従業員の生活はどうか

➡ これらの影響を軽減するために、BCPが必要



1 (3) . 策定等の義務化

令和6年4月1日から以下の項目が義務化

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画「業務継続計画」を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。



2. 業務継続計画未策定減算



2 (1) . 業務継続計画未策定減算の概要

1 趣旨

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

2 対象サービス

全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）

3 減算額

施設・居住系サービス：（入所者全員）所定単位の**3%**減算
その他のサービス：（利用者全員）所定単位の**1%**減算



2 (1) . 業務継続計画未策定減算の概要

4 要件

以下の基準を満たしていない場合に減算

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していること。
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていること。



感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。

(厚労省Q&A)



2 (2) . 経過措置について

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合、令和7年3月31日まで減算を適用しない。
- ・訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、上記に関わらず令和7年3月31日まで減算を適用しない。



**令和7年4月1日からは経過措置がなくなり
一律に減算が適用される**



2 (3) . 減算となった場合の期間

- ・ **基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。**
- ・ 減算される起算日は、運営指導等によりBCPの未策定等を発見した時点ではなく、**「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算される。**
(厚労省Q&A)



例えば、令和7年10月に運営指導でBCPの未策定が判明した場合、令和7年10月からではなく、**令和6年4月から減算の対象**となる。
(経過措置の対象である場合は令和7年4月から)



「きのくに介護ネットdeネット」に過去のBCP策定セミナーの動画を掲載していますので、ご活用ください。

(URL:<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/saigaikankei/bcp.html>)




令和6年度介護報酬改定関係情報等



災害関係（通知・マニュアル・報告等）

共通

1. 「事業継続計画（BCP）」について
2. 災害発生時における社会福祉施設等の被災状況等の報告（災害時情報共有システム）について
3.  被害状況報告書（報告書データ・記載例）

